

業務名称：2026-2031年度国際緊急援助物資備蓄及び緊急輸送にかかる業務委託契約（ドバイ倉庫）

（公告日/公示日：2026年7月17日 調達管理番号：26a00322）について、入札説明書に関する質問・回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 1	別添2 施設概要	保管機材に対して温度管理は要しない理解ですが、施設概要において温度管理を要するような項目が見受けられます。保管機材に温度管理を要しないことの確認をお願いします。	施設概要は自由様式であり、別添2は参考という扱いになります。温度管理は必ずしも必要としません。但し、仕様書に記載の通り、物資を常に良好な状態で使用できるよう管理いただく必要はあります。
2	P. 21	分掛率	分掛率提示後はその運賃の適用以外での運賃提示は認められるか。	仕様書に記載の通り、以下のケースでは別途調整可能としています。 ・ 陸路及び被災地での国内輸送等を行う場合には、受注者はJICAに対し見積を提示し、双方協議の上実施する。 ・ 地域分けに記載されていない国へ輸送が生じた場合は、双方協議の上、分掛率を定める。 ・ 不可抗力により、 航空運賃が著しく上昇することを双方で公正に確認でき、当初契約条件では契約の履行が困難と認めた場合は、双方教護の上、見直しを検討する。
3	P. 21	分掛率	IATA 又は航空会社が設定している輸送単価（定額）に対する割引後の比率を指す。定額は「1」を示す。と定義されています。ドバイ倉庫が放出先として対象としている国が124か国あります。IATAが設定している輸送単価（定額）=分掛け率（1）を最大値として解釈して計算するが問題ないか？出荷時期や数量が未定で契約期間内を包括する航空会社との個別契約が困難であり、航空運賃の上限はウェブ等で公表しているIATAタリフが常に最新版の上限金額と認識している為。	分掛率の設定が本入札における価格競争の一部であることを認識いただいたうえ、貴社にとって適切な分掛率を設定ください。
4	P. 21	分掛率	各国の分掛け率は、当社側で設定した空港向けであるが、違う空港を放出先として 指示された場合は、スポット見積ベースで運賃を設定させて頂いてよいか	仕様書に記載の対象国内で、受注者側が想定していない空港が仕向地として指定された場合であっても、原則としては、IATA単価等に入札時に設定した分掛率を乗じて輸送費を算定・精算することとなります。 ただし、IATA単価等を超えた単価（分掛率 1 を超える単価）となった場合には、当該経緯の説明および適用する単価を証明する証票（IATA単価等に加え、 Airway Bill 等に記載される輸送費・単価など）に基づき精算できます。
5	P. 16	動産保険	受注者は、発注者の物資について適切な動産保険を付保するものとする。とありますが、JICA名義の保険を付保する必要がありますか？	受注者名義の保険付保で支障ありません。
6	P. 17	被災地への緊急輸送	受注者は、発注者による指示を受けた日の翌日から起算して2営業日以内のフライトを確保し、発送することを原則とする。月曜日に日本で放出指示があった場合は、ドバイ発木曜日のフライトを手配することを原則としているか？金曜日の放出指示の場合は翌週水曜日発のフライト手配でよいのか	月曜日に放出指示が出た場合、火曜日（1営業日目）もしくは水曜日（2営業日目）のフライトを手配いただくという意味になります。金曜日に放出指示が出た場合には、翌火曜日までのフライトを手配いただくことを想定しています。